

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を求める意見書

令和7年5月、本市において交通事故により妊婦の尊い命が失われ、緊急帝王切開により出生した女兒には重篤な障害が残るとい痛ましい事故が発生した。遺族にとっては、最愛の家族を失った深い悲しみに加え、女兒の将来への不安を抱える二重の悲劇となっている。

刑法上、胎児は人ではなく母体の一部とされていることから、胎児を被害者として認め、加害者に相応の刑事処分を科した判例は極めて限定的であり、加害者に対して自動車運転処罰法の適用が困難な現状にある。このような中、被害者家族は、生まれた女兒についても被害者として取り扱われることを切実に求めている。

また、この遺族の思いに賛同するオンライン署名は13万筆を超えており、現行制度のあり方に対し、多くの国民が改善を求めている状況がうかがわれる。

出生前の段階において胎児の生育状況が医学的に把握できる現代においては、被害の発生時点の違いによって法的評価や取扱いに大きな差が生じている現状は、命の尊厳、公平性及び被害者救済の観点からも課題が残されているものとする。

よって、国におかれては、交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 交通事故等による母体への加害行為によって胎児が出生後に死傷した場合における自動車運転処罰法等の処罰規定について、刑法上の見直しも含めた議論を行うこと。
- 2 死傷した胎児についても、刑事訴訟法の犯罪被害者参加制度における被害者としての地位が認められるよう運用改善を図ること。
- 3 交通事故等により出生前に障害を負った子どもとその家族が、生涯にわたり十分な医療や福祉を受けられるよう、自賠責保険制度の拡充など公的な被害者支援体制の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

一 宮 市 議 会

提出先 内閣総理大臣 法務大臣 国土交通大臣 衆議院議長 参議院議長